

第7期板橋区介護保険事業計画策定 基本方針

1 計画策定の目的と根拠

区市町村は、介護保険法第117条により、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）に即して、3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされている。

そして、計画の基本的（必須）記載事項として、①日常生活圏域、②各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、③各年度における地域支援事業の量の見込み、④被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組み及び目標設定（新設）を記載することが示されている（同条第2項）。

板橋区介護保険事業計画については、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第6期計画が満了することから、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期計画を策定するものである。

2 板橋区における高齢化の状況と国の動き

我が国では高齢化が急速に進行し、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年には、国民の5人に1人が75歳以上となると予測され、世界に例のない超高齢社会を迎える。

板橋区の65歳以上の高齢者人口は、介護保険制度が開始された平成12年当時、約72,700人であったが、現在は約128,000人となり、高齢化率も14.3%から約23%に上昇している。また、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加しているほか、要介護認定者数は23,000人を超え、介護保険給付額は約330億円となっている。

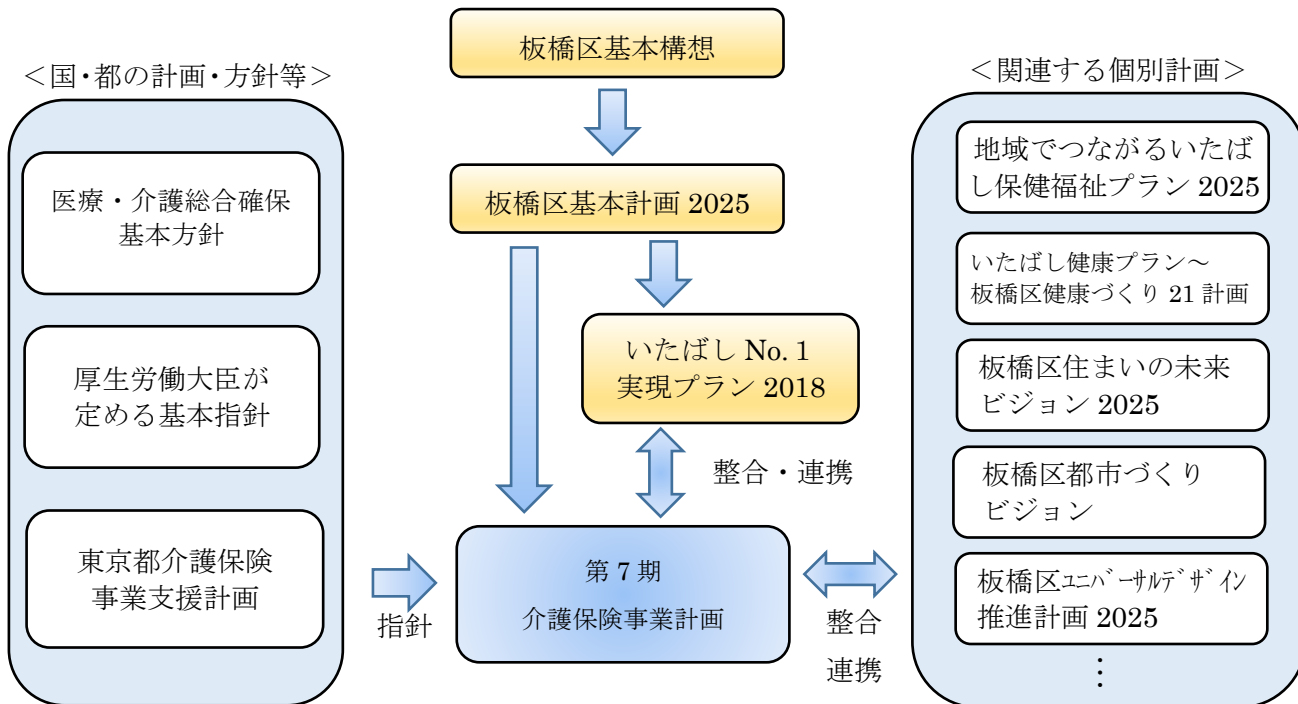
国は、本年6月2日に介護保険法の一部を改正し、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を明記するとともに、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定した。また国は、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組み及び医療・介護連携の推進のほか、地域共生社会の実現に向けた取組み等による地域包括ケアシステムの深化・推進をめざすこととしており、地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の強化が求められている。

3 第7期計画の重点目標

板橋区では第6期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステム（介護等が必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み）の構築をめざしており、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業と日常生活圏域ごとの協議体等の設置）を開始している。

第7期計画においても、この取組みをさらに推進し、高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化を重点目標とする。

4 上位・関連計画及び国等の政策との関係



5 計画期間



6 区民参加

(1) 介護保険ニーズ調査の実施

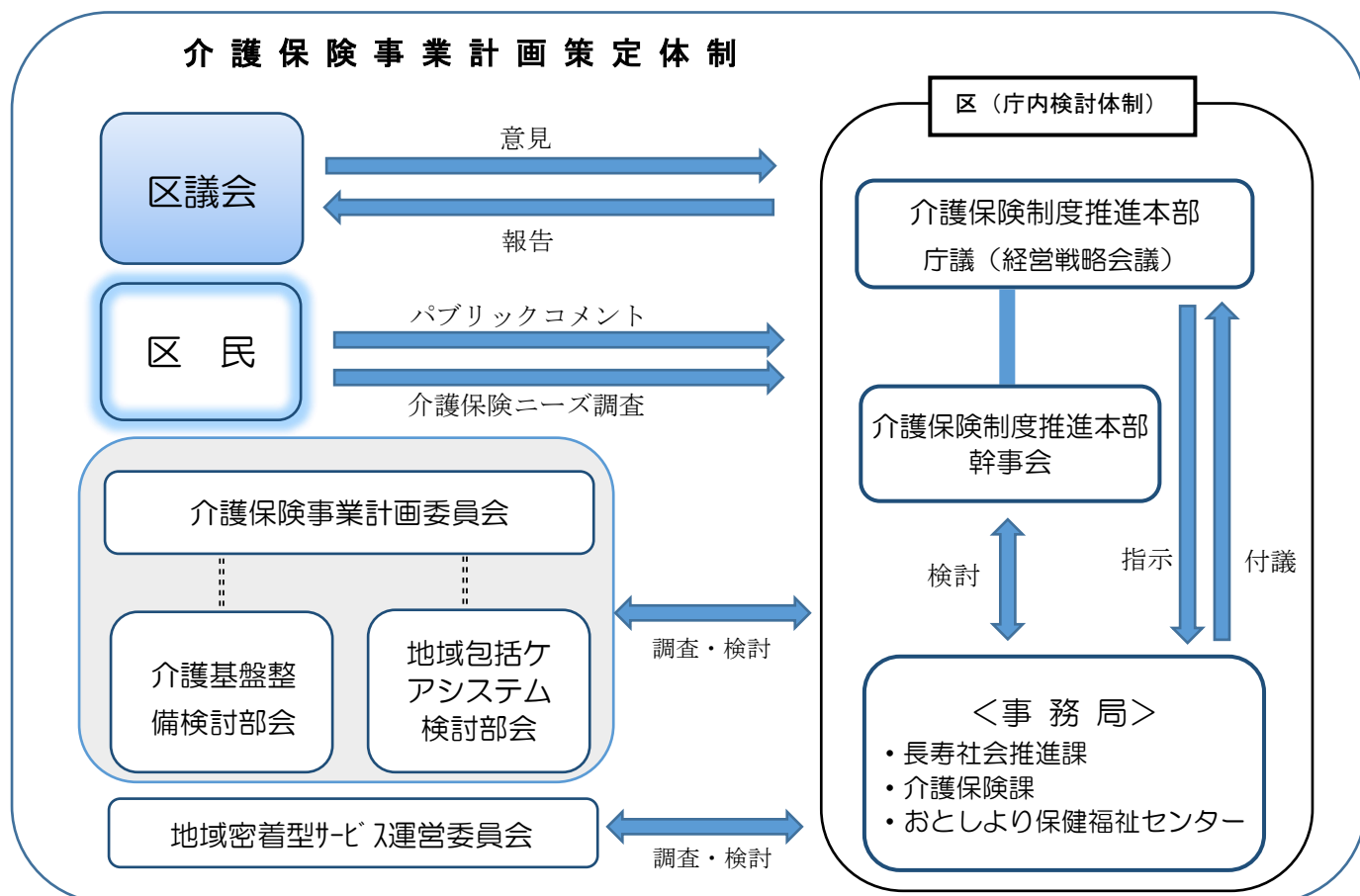
介護保険サービスを利用する高齢者及び介護者並びに 65 歳以上の要支援・要介護認

定を受けていない高齢者の生活実態、生活自立度、支援ニーズ、介護実態等を把握し、計画策定に資する基礎資料とする。

- ① 調査対象：要支援・要介護認定者及び 65 歳以上の元気高齢者 10,000 人
- ② 調査方法：アンケート調査（郵送）
- ③ 調査期間：平成 29 年 1 月 10 日～1 月 25 日 回収率：53.18%
- (2) 介護保険サービス利用実態意向調査の実施
 - ① 調査対象：要介護認定を受けながら、介護保険サービスを利用していない者
 - ② 調査方法：アンケート調査（郵送）
 - ③ 調査期間：平成 27 年 11 月 13 日～12 月 4 日 回収率：54.3%
- (3) パブリックコメントの実施
 - 第 7 期板橋区介護保険事業計画「中間のまとめ」について、11 月実施予定
- (4) 介護保険事業計画委員会委員に公募委員（2 名）

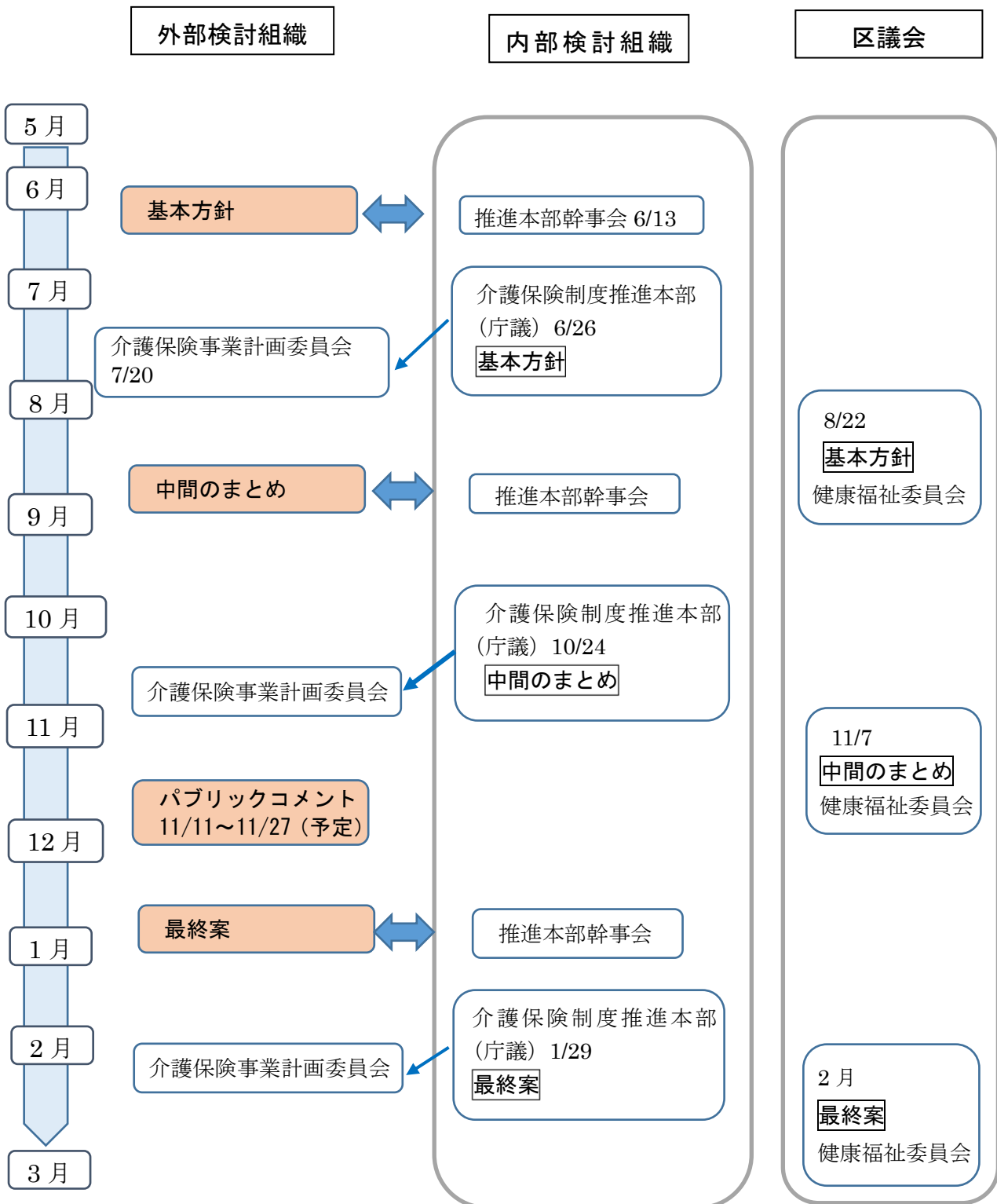
7 策定体制

- (1) 外部検討組織
 - ① 板橋区介護保険事業計画委員会
 - 同地域包括ケアシステム検討部会
 - 同介護基盤整備検討部会
 - ② 地域密着型サービス運営委員会
- (2) 内部検討組織
 - ① 介護保険制度推進本部
 - ② 介護保険制度推進本部幹事会



8 計画書の構成 【別紙1】

9 策定までの流れ（スケジュール）



※介護基盤整備検討部会及び地域包括ケアシステム検討部会については、必要に応じて開催する。

第7期介護保険事業計画策定

板橋区介護保険事業計画（第 7 期） 記載項目

第 1 章 計画の基本的考え方

- 1 背景
- 2 基本理念
- 3 位置づけ（上位・関連計画等との関係、根拠法令）
- 4 計画期間

第 2 章 現行の介護保険サービスの体系

- 1 体系図
- 2 利用サービスの種類一覧
- 3 日常生活圏域の設定

第 3 章 地域包括ケアシステムの深化

第 4 章 被保険者等の推移と介護サービスの利用実績

- 1 被保険者等の推移・高齢者人口の推移
 - (1) 要介護等認定者の推移
 - (2) 要介護度（要支援度）別認定者の推移
 - (3) 認知症の推移（要介護度別）
- 2 介護保険サービスの利用実績
 - (1) 給付実績・推移、事業計画との比較
 - i 施設サービス
 - ii 居宅サービス（居宅予防サービス）
 - iii 地域密着型サービス
 - (2) 地域支援事業の実績
 - i 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ii 包括的支援事業
 - iii 任意事業

第 5 章 介護サービスの利用量見込み

1 サービス量の推計手順

人口・高齢者人口等の推計
↓
要介護等認定者数の推計
↓
施設サービス等の見込量の推計
↓
在宅サービス等の見込量の推計

- 2 被保険者等の将来推計
 - (1) 高齢者人口の推計
 - (2) 要介護等認定者の推計
 - (3) 要介護度（要支援度）別認定者の推計
 - (4) 認知症の推計（要介護度別）
- 3 介護保険サービス量の見込み
 - (1) 介護給付等サービス種別ごとの見込み
 - i 施設サービス量の見込み
 - ii 居宅サービス（居宅予防サービス）量の見込み
 - iii 地域密着型サービス量の見込み
 - (2) 地域支援事業のサービス量の見込み
 - i 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ii 包括的支援事業
 - iii 任意事業

第6章 介護保険事業費及び保険料

- 1 財源内訳
 - (1) 保険給付費の財源内訳
 - (2) 地域支援事業費の財源内訳
- 2 介護保険事業費
 - (1) 介護保険事業費の執行状況
 - i 歳入
 - ii 歳出
 - (2) 介護保険事業費の見込み
- 3 保険料（第1号被保険者）
 - (1) 第7期介護保険料設定の留意点
 - (2) 第7期介護保険料基準額
 - (3) 所得段階別保険料（第1号被保険者）
 - (4) 保険料の軽減

介護保険事業計画の論点整理

1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により新たに計画で検討が必要となる論点

- (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
自治体が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ① 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ② 地域包括支援センターの機能強化（区市町村による評価の義務づけ等）
 - ③ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化）
- (2) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等
自治体による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

2 国の基本指針の見直しにより新たに計画で検討が必要となる論点

- (1) 地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定
（基本的記載事項・新設）
- (2) 地域ケア会議の推進
（任意的記載事項・新設）
- (3) 人材の確保及び資質の向上
（任意的記載事項・新設）